

別表十七（二の二） 付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第3項を除きます。）又は第66条の5の3《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額1」の欄は、適用対象法人（措置法令第39条の13の2第23項《対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する適用対象法人をいいます。以下この記載要領において同じです。）の受取利子等（措置法第66条の5の2第2項第7号に規定する受取利子等をいいます。4において同じです。）の額のうち、国内関連者等（措置法令第39条の13の2第23項に規定する国内関連者等をいいます。4において同じです。）以外の者から受ける額を記載します。
- 3 「公社債投資信託の収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額5」の欄は、適用対象法人の措置法令第39条の13の2第24項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を記載します。
- 4 「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額19」の欄は、適用対象法人の国内関連者等が、当該適用対象法人の当該事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、措置法令第39条の13の2第23項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載します。